旭区から他市町村に引っ越すとき (市外転出)



項目	対象と なる方など	内容		担当窓口		
住民異動届						
住民票の 写し	旭区の住所 が記載された 住民票が 必要な方	異動日前日までの内容を記載した住民票が発行できます。転出証明書 (特例転出を除く)の発行を受けてください。 免許証等(本人確認用)をご持参ください。	1階 11番	窓ロサービス課 (住民登録) (06) 6957-9963		
印鑑登録·¬	印鑑登録・マイナンバーカード等に関すること					
印鑑登録	印鑑登録を されている方	異動日前日までは印鑑証明書が発行できます。 お使いのカードを返却してください。 なお、異動日以降は自動的に失効します。	1階番	窓口サービス課 (住民登録) (06) 6957-9963		
住民 基本台帳 カード	カードを お持ちの方	【転出先市町村窓口】 担当窓口で住基カードをご提示ください。 ※異動日より14日を経過すると継続利用処理が 出来なくなりますのでご注意ください。				
マイナンバー (個人番号) カード	マイナンバー (個人番号) カードを お持ちの方	【転出先市町村窓口】 担当窓口で個人番号カードをご提示ください。 ※異動日より14日を経過すると継続利用処理が 出来なくなりますのでご注意ください。				
公的 個人認証	署名用 電子証明書を お持ちの方	住所変更を行うと署名用電子証明は失効します。 【転出先市町村窓口】 継続して公的認証サービスを利用するために、 『電子証明書』の交付手続きを行ってください。 (パスワードの確認等を行います。)				
在留カード等	外国籍を お持ちの 住民の方	【転出先市町村窓口】 担当窓口に在留カード等をご提示ください。				



旭区マスコット キャラクター 「しょうぶちゃん」



旭区イタセンパラ マスコット キャラクター 「パラッチ」

項目	対象と なる方など	内容		担当窓口	
健康保険・医療費助成・介護保険に関すること					
国民 健康保険	74歳以下の 国民健康 保険の対象 になる方	お持ちの国民健康保険証を返却してください。 保険料を転出されるまでの期間で再計算します。 【転出先市町村窓口】 新たに加入手続きを行ってください。 ※手続きが遅れると病院での医療費負担に影響が 出る場合があります。	18番	窓口サービス課 (保険年金) (06) 6957-9956	
後期高齢者 医療制度	後期高齢者 医療制度の 対象になる方	各市町村の転出手続き後、お持ちの後期高齢者医療被保険者証を返却してください。 【大阪府内へ転出の場合】 転入の手続きが必要です。 「負担区分証明書」は不要です。 【大阪府外へ転出される場合】 負担区分証明書を受取り、転出先の市区町村担当窓口へ提出してください。			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	各種 医療助成の の がる を を を を を を を を を を を を を を り と り と り 表 度 の 方 を り を の た り た の た う た り た り た う を う た り た り た り た り た り た り た り た り り い り い	お持ちの医療助成証を返却してください。 転出先の市区町村で各種医療助成の申請手続きが必要です。 【転出先の市区町村】 各医療助成制度の申請手続きが必要です。 ※市区町村によっては、課税証明書が必要な場合があるなど、取り扱いが異なりますので、事前に転出先の市区町村へお問い合わせください。 《旭区役所の課税証明書発行窓口》 免許証等(本人確認用)を持参のうえ、1階11番窓口で課税証明書を請求してください。	①② 2階 26番 ② 2階番	保健子育で課 (子育で支援) (06) 6957-9173 福祉課 (地域福祉) (06) 6957-9857	
介護保険	40~64歳の方で 介護認定を	介護認定を受けておられる方(認定申請中の方を含む)は、介護保険受給資格証明書の発行手続きが必要です。 【転出先の市区町村】 異動日から14日以内に転出先の市区町村に介護 保険受給資格証明書を提出ください。	2階 29番	福祉課 (介護保険) (06) 6957-9859	

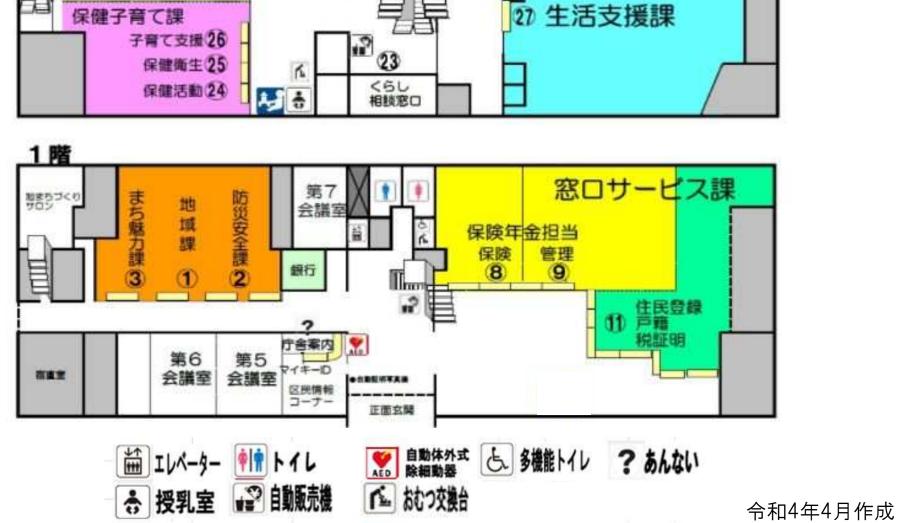
	項目	対象と なる方など	内容		担当窓口	
1	18歳以下のこどもがいる方					
	就学 小学校 中学校	校区が 変更となる方	通学していた学校で転退学の届出を行い、在学証明書の発行を依頼します。 【転出先の市区町村】 在学証明書を担当窓口へご提出ください。	1階 11番	窓ロサービス課 (住民登録) (06) 6957-9963	
	児童手当	中学3年生 終了までの 児童を養育 されている方	資格喪失手続きを行ってください。 【転出先の市区町村】 異動日から15日以内に申請手続きが必要です。 手当は、手続きをされた翌月分から支給されます。なお、月をまたぐ場合は、異動日の翌月から15日以内に手続きをすれば、転入日の翌月分から支給されます。	2階 26番	保健子育て課 (子育て支援) (06) 6957-9173	
	児童 扶養手当	児童扶養手当 認定中の方	住所変更の手続きが必要です。 転出先の市区町村で申請手続きが必要です。			
	保育所	保育所 (大阪市認可) 入所中の方	「異動届」の手続きが必要です。 ※保育所申込中の方は、担当までお問合せください。			
	母子 健康手帳 (母子手帳)	現在妊娠中の方及び	住所変更届が必要ですので、転出先の市区町村の 担当窓口に母子健康手帳をお持ちの上、手続きをして ください。	2階	保健子育て課 (保健衛生)	
	予防 接種手帳	乳幼児が おられる方	お済みでない予防接種の予診票は、母子健康手帳をご持参のうえ、転出先の市区町村で受領してください。	25番	(06) 6957-9882	
-	70歳以上の方					
	敬老優待 乗車証	70歳以上の方	敬老優待乗車証を返還してください。	2階 29番	福祉課 (介護保険) (06) 6957-9859	

各種保健福祉サービスを受給中の方					
身体 障がい者 手帳	身体障がい者 手帳を お持ちの方	各種手帳等の転出手続きを行ってください。			
精神 障がい者 保健福祉 手帳	精神障がい者 保健福祉手帳 をお持ちの方	【転出先の市区町村】 各種手帳、重度障がい者医療、自立支援医療 (更生医療・精神通院・育成医療)等の手続きが 必要です。	2階	福祉課 (地域福祉)	
療育手帳	療育手帳を お持ちの方		28番	(06) 6957-9857	
特定医療費(指定難病)	特定医療費 (指定難病) の受給者証を お持ちの方	お持ちの受給者証を返還してください。 【転出先の市区町村】 転入の手続きが必要です。必要書類等については、 事前に転出先の市区町村にお問い合わせください。			
小児慢性 特定疾病	小児慢性特定 疾病の助成を 受けて おられる方	【転出先の市区町村】 転入の手続きが必要です。お持ちの受給者証を ご持参ください。		保健子育て課	
公害 健康医療	公害医療手帳 をお持ちの方	【転出先の市区町村】 住所変更手続きが必要です。 公害医療手帳等をご持参ください。	2階 26番	(保健衛生) (06) 6957-9173	
被爆者健康手帳	被爆者 健康手帳を お持ちの方	【転出先の市区町村】 住所変更手続きが必要です。 被爆者健康手帳をご持参ください。			

※担当する窓口名称は、区役所毎に異なっておりますのでご注意ください。

福祉課

地域福祉 28



第10会議室